

犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会
第13回会議（平成23年2月18日開催）議事要旨

1 議事概要

最終取りまとめに向けて、取りまとめ（案）文の検討が行われた。

法医解剖制度の創設については、

- ・ 犯罪死見逃し防止のための解剖機関として（仮称）法医学研究所を設置して、警察に置くべきである。
- ・ 解剖機関は、中立性が必要であり、警察に置くことは反対である。
- ・ 犯罪死の見逃し防止ということであれば、解剖も警察事務として整理できるのではないか。
- ・ 法医学研究所については、現在の死因究明制度の危機的状況を緩和するため、犯罪死の見逃し防止だけでなく、公衆衛生等も目的として考慮すべきではないか。
- ・ 法医学研究所については、犯罪死の見逃し防止だけを目的とすると狭すぎるし、客観性の確保についても必要であることから公衆衛生の目的も含めて警察庁と厚生労働省の共管とすべきではないか。
- ・ 法医学研究所については、都道府県の機関として設置した場合、都道府県の財政状況をみると全国的な展開は無理であると思われることから、国の機関とすべきである。
- ・ 解剖医の体制強化については、今後、関係省庁が連携して取り組むべきである。
- ・ 法医学研究所が独立して運用されるまでには相当時間がかかると考えられることから、それまでの間は法医学教室や監察医務院等にその任務を担っていただくことが必要である。

検案費用については、

- ・ 検案料は、都で支出している例を除き、遺族が負担している。
死因究明及び検案の果たすべき公益性にかんがみ、公費で負担することが望ましく、関係省庁において検案料の費用負担の在り方について検討すべきである。

身元確認の高度化については、

- ・ 身元不明死体については、すべて検視対象死体として取り扱うことが望ましく、その場合には、歯牙鑑定に伴う謝金は国が負担すべきである。
- ・ 歯学系大学における歯学教育については、カリキュラムの改訂を含め歯学生の歯科法医学的知見の底上げを図るべきである。

等の意見が述べられた。

2 その他

次回会議は、平成23年3月18日（金）開催